

学校いじめ防止基本方針

宮城県迫桜高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は、本校生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、地域、家庭、関係機関と連携の下、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）の対策を行う。

2 いじめ問題対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」（資料1－1、資料1－2）を設置する。

本対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

3 いじめの防止等に関する取り組み

（資料2－1）

（1）いじめの防止

① いじめに対する共通理解

○職員全員のいじめの問題に対する取組の徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。

○いじめの防止等に対する取り組み状況等についてチェックリスト（資料2－2、資料2－3）を作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。

○校長や教職員は、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

② 生徒指導の充実

○生徒をいじめに向かわせないための指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」である。生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育む。

（2）いじめの早期発見

① いじめの認知（資料3）

○いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知する。

② 実態把握と情報共有

○いじめの実態把握のため、以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全職員で共有する。

- ・生徒への定期的なアンケート調査（無記名式）（資料４－１，資料４－２）や教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ・保護者面談の実施や保護者用チェックシート（資料５）を積極的に活用し、家庭で気になった様子等について、保護者が抵抗なく相談ができる体制を整備する。
- ・地域の方から、通学時の様子を寄せてもらえるよう、日頃から地域と連携を図り、地域の方々が連絡しやすい体制を整備する。

（３）いじめへの対処

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

○いじめ又はいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。

○いじめと疑われる行為には、全職員が早い段階から関わりを持つ。

○いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。

○生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

○相談・発見・通報を受けた職員は、「いじめ問題対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。

○いじめの通報（法第２３条）を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、その事実確認の結果を県教育委員会に報告する。

○いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

○いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。

・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。（「４ 重大事案への対処」資料６に詳述）

② いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

○いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。

○いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

○いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。

○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

○いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

○多くの生徒が被害と加害の立場を入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。

○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

○学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者もいじめに加担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導を行う。

④ ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。

○県教育委員会と連携しネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。

○ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。

○保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

4 重大事態への対処（資料6）

（1）事実関係を明確にするための調査

① 調査組織

○「いじめ問題対策委員会」を母体として、法第28条第1項に掲げる事態（以下「重大事態」という。）の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。

○本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○調査に当たっては、県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応に当たる。

② いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

○いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめを受けた生徒から十分聞き取る（資料7）とともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査（資料8）を行う。

○質問紙調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

③ いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

○当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。

○調査の方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取りなどを行う。

④ その他の留意事項

○調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、未だ一部が解明されたにすぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。（事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない）

（2）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか）について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。

○情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

○質問紙調査に記入された内容をいじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

② 調査結果の報告

○調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。

○上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて宮城県知事に送付する。

5 その他の留意事項

(1) いじめの対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画（資料9）を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的指導体制

いじめの問題への対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価（資料10）において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

(5) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

(附則)

- 1 この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。

いじめ問題対策委員会設置要綱

宮城県迫桜高等学校

(設置)

第1 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること。
- (2) いじめの実態把握に関すること。
- (3) いじめの対処に関すること。
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 委員長は校長、副委員長は教頭及びPTA会長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(調査部会)

第5 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。

- (1) 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- (2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

(事務局)

第6 対策会議に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するため事務局を置く。

- (1) 事務局は、生徒指導部をもって充てる。
- (2) 事務局長は、生徒指導部長の職にある者をもって充てる。

(関係者の出席)

第7 委員長又は事務局長は、必要があると認められるときは、対策委員会又は事務局会議に関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

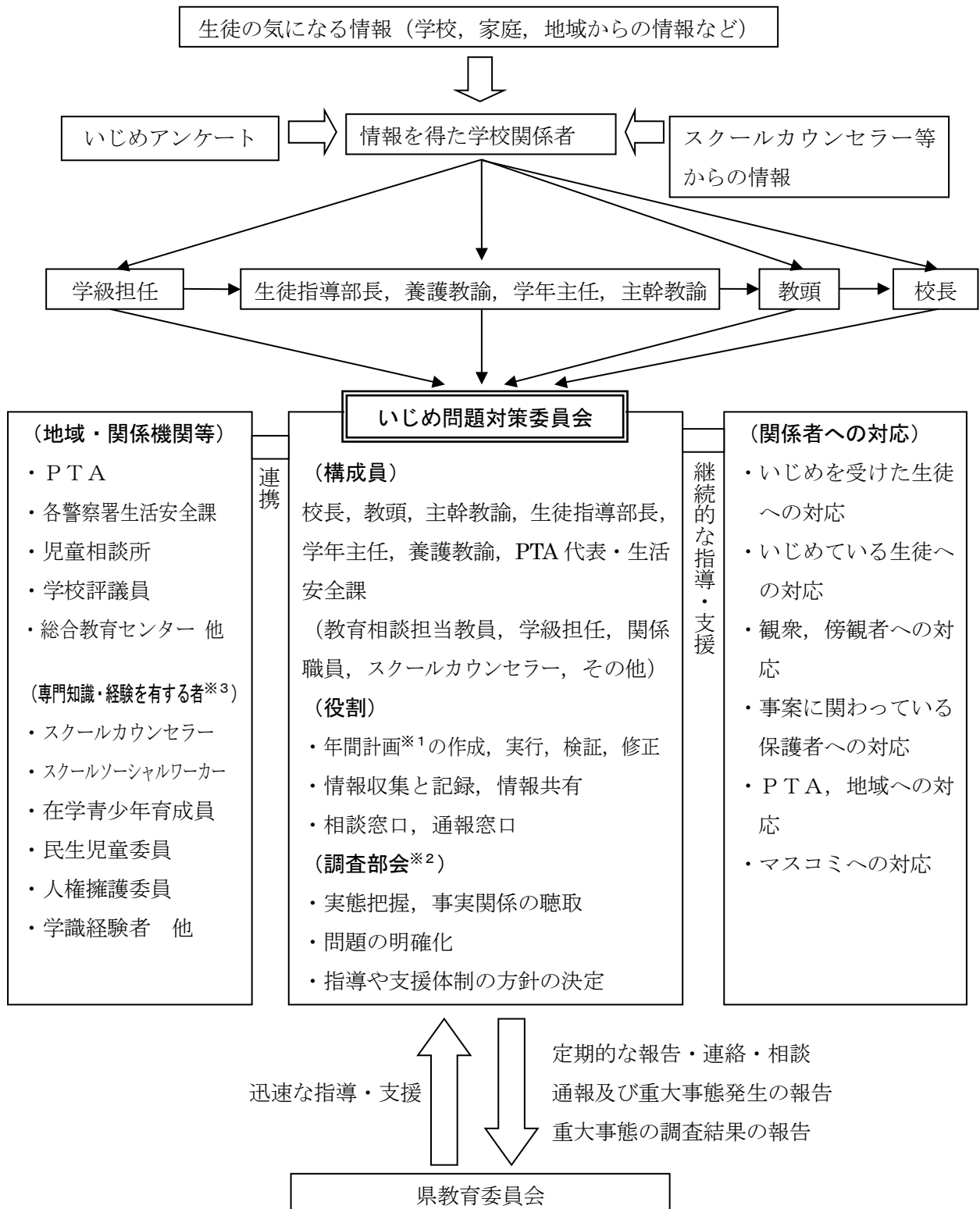
(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

別表1 構成委員

委員長	校長	調査部会（関係職員） （クラス正副担任・ スクールカウンセラー・ 教育相談担当職員・ 特別支援教育コーディネーター等）
副委員長	教頭	
	PTA会長	
委員	主幹教諭	
	生徒指導部長	
	各年次主任	
	養護教諭	
	所轄警察署生活安全課職員	

【いじめ問題対策委員会】

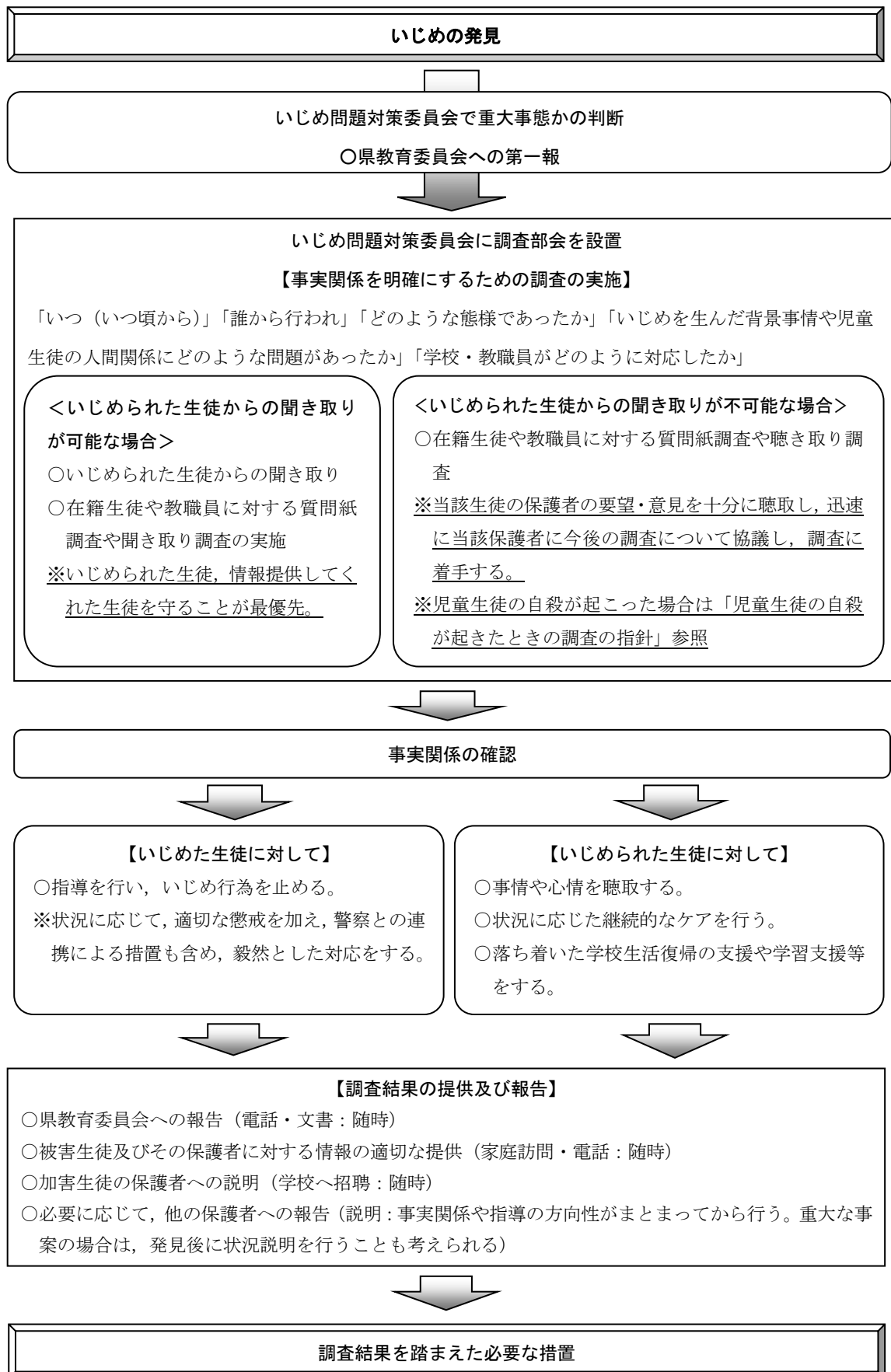


※1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民の参画を求める。(宮城県いじめ防止基本方針 p 12)

※2 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。(いじめ問題対策委員会設置要綱 第5)

※3 重大事態において、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。(宮城県いじめ防止基本方針 p 17)

重大事態の調査のフロー



資料 9

いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：生徒，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4 月	■ 学校間，学年間の情報交換・指導記録の引継 ■ いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 ■ いじめの未然防止に向けた取組の確認 (チェックシート) ○いじめ根絶宣言（学校としての決意表明） ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○「長期休業明け生活アンケート」の実施と対応 （新2・3年次のみ）	職員会議等 始業式等 HR活動 保護者会等 HR活動	・情報交換・指導記録の引継では，いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5 月	○面談・教育相談の実施「二者面談」 ○行事等を通じた人間関係づくり ○「生活アンケート」の実施と対応	HR活動	
6 月	○「アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」	HR活動 HR活動	・6月には人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7 月	○行事等を通じた人間関係づくり ○夏休みにおける良好な人間関係の構築 ○「生活アンケート」の実施と対応	全校集会 HR活動	・いじめ対策を点検する。 ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
8 月	■ SCによる教育相談に係る研修会の開催等 ■ 教育相談に関連する研修会への参加 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 ○「長期休業明け生活アンケート」の実施と対応	HR活動	・相談技術を高めるために外部の研修会に参加し，校内で周知する。
9 月	○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり ○いじめを考える集会 ○「生活アンケート」の実施と対応	全校集会 HR活動	・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。
10 月	■ 校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 ○「アンケート」の実施と対応	HR活動	・いじめの問題について理解を深める。
11 月	○話し合い活動「学級の諸問題」 ○「生活アンケート」の実施と対応	HR活動	・生徒の人間関係の変化に留意する。
12 月	○人権週間（人権意識啓発活動） ○面談・教育相談の実施 ○学校評価の実施（生徒・保護者アンケート） ○「生活アンケート」の実施と対応	HR活動	・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1 月	○冬休み明けの生徒の変化の把握 ○「長期休業明け生活アンケート」の実施と対応	HR活動	・生徒の変化を確認する。
2 月	○話し合い活動「学級の諸問題」 ○「生活アンケート」の実施と対応	HR活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3 月	■ 記録の整理，引継資料の作成		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

※通年で簡易アンケート「学校生活アンケート」を実施し，学級経営等の参考にする。

※計画的に詳細アンケート「いじめの実態把握に関する調査」を実施する。